



AHL INFORMATION

Vol.2 2020 年 11 月号

TAX

年末調整について

～技能実習生の場合に必要な手続き等～



平素は技能実習にご協力いただきまして誠にありがとうございます。年の瀬も近づいてきた今日この頃いかがお過ごしでしょうか。年末も近づいてきたとなると、忘れてはいけないのが 年末調整 です！技能実習生の年末調整について、初めての場合同じようすればよいのか、不安に思われることもあるかと存じます。

しかし、実は日本人の場合とほぼ同じ手続きとなります！！

さて、今回は、技能実習生の年末調整について、ご紹介申し上げます。

※技能実習生の国籍によっては、2 国間の条約により、免税規定が存在する場合があります。例）中国人技能実習生など

■ 必要な書類について

○実習生が用意するもの

送金関係の書類（外国へ送金したことを証明する書類）

例）クレジットカード等の利用明細書・外国送金依頼書の控えなど

扶養対象者全員に送金していることを確認するため、扶養対象者全員分が必要となります。

実施者様から提出するよう促していただければ幸いです。

○実施者様が用意するもの

戸籍関係書類

※弊組合では、入国後いずれかのタイミングでお渡ししている扶養証明書

※有効期限はありませんから、1 年以上前のものでも使えます。

※実態に即しているか聞き取り、送金状況での確認等は必要となります。

■ 書類が揃ったら～名前の記入はローマ字で～

年末調整に必要な手続きを行ってください。

・各種控除の申告書作成など

※ここからのことにつきましては、実施者様におられます税理士様のほうが、より確実な情報をお持ちかもしれません。

■ まとめると、

技能実習生にも、年末調整は必要です。必要書類の準備後、
日本人労働者と同様にお願い申し上げます。名前はローマ字でお願いします。

年末調整により、所得税を確定し、気持ちよく新年をお迎えする準備をお願い申し上げます。

それでは、今後ともよろしくお願い申し上げます。

